

## 登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則を次のように定める。

### 目次

第一章 文化財登録原簿及び登録証（第一条—第四条）

第二章 管理に関する届出書（第五条—第十三条）

第三章 現状変更及び輸出に関する届出書等（第十四条—第二十一条）

### 附則

第一章 文化財登録原簿及び登録証

（文化財登録原簿の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十七条の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形文化財の所在の場所

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 登録有形文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ並びに建設の年代又は時代

六 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴

七 その他参考となるべき事項

（登録証の記載事項）

第二条 法第五十八条の登録証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録有形文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形文化財の所在の場所

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 登録有形文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ

六 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴

（登録証の形式）

第三条 登録証の形式は、別記様式のとおりとする。

（登録証の再交付）

第四条 登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、その再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した登録証を添えなければならない。

第二章 管理に関する届出書

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第五条 法第六十条第二項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 選任の年月日
- 七 選任の事由
- 八 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第六条 法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第七条 法第六十条第四項において準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 変更の年月日
- 七 変更の事由
- 八 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えなければならない。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第八条 法第六十条第四項において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第九条 法第六十条第四項の規定において準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 変更前の氏名又は名称及び住所
- 五 変更後の氏名又は名称及び住所
- 六 変更の年月日
- 七 その他参考となるべき事項

(滅失、毀損等の届出書の記載事項)

第十条 法第六十一条の規定による登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- 八 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 九 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項  
（所在の場所変更の届出書の記載事項等）

第十一条 法第六十二条の規定による登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 六 現在の所在の場所（登録証記載の所在の場所と異なる場合は、登録証記載の場所を併記するものとする。）
- 七 変更後の所在の場所
- 八 変更しようとする年月日
- 九 変更しようとする事由
- 十 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- 十一 その他参考となるべき事項

2 前項第十号の時期を変更したときは、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

（所在の場所変更の届出を要しない場合等）

第十二条 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十四条第一項の規定による届出をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 二 法第六十五条第一項の規定による届出をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 三 法第六十二条の規定による届出をして所在の場所を変更した後、当該届出の書面に記載した前条第一項第十号の時期（同条第二項の規定により変更の届出をしたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。
- 四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき

- 2 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について届出の際登録証の添付を要しない場合は、所在の場所を変更した後一年以内に現在の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復することが明らかな場合とする。
- 3 法第六十二条ただし書の規定により登録有形文化財の所在の場所の変更について所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。
- 4 前項の届出は、前条第一項第一号から第七号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更した後二十日以内に行わなければならない。

(国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知書の記載事項等)

第十三条 国の所有に属する登録有形文化財の管理に関する通知の書面については、法第七十九条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第七条の規定を、法第七十九条第一項第三号の場合に係るときは第十条の規定を、法第七十九条第一項第四号の場合に係るときは第十一条の規定を準用する。

2 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第七十九条第一項第五号の規定による通知をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第七十九条第一項第六号の規定による通知をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第七十九条第一項第四号の規定による通知をして所在の場所を変更した後、当該通知の書面に記載した前項において準用する第十一条第一項第十号の時期（前項において準用する同条第二項の規定により通知をしたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき

3 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により通知の際登録証の添付を要しない場合は、前条第二項の場合とする。

4 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により所在の場所を変更した後通知することをもって足りる場合は、前条第三項の場合とする。この場合には、同条第四項の規定を準用する。

### 第三章 現状変更及び輸出に関する届出書等

(現状変更の届出)

第十四条 法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 八 現状変更を必要とする理由
- 九 現状変更の内容及び実施の方法
- 十 登録有形文化財が建造物である場合において、移築を行うときは、移築後の所在の場所
- 十一 登録有形文化財が建造物以外のものである場合において、現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 十二 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 十四 その他参考となるべき事項  
(現状変更の届出書の添付書類等)

第十五条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- 三 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- 四 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 五 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書  
(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第十六条 第十四条の届出の書面又は前条の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第十七条 現状変更のうち次の各号に掲げる場合は、法第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲に該当するものとする。

- 一 登録有形文化財が建造物であるときは、登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の四分の一以下である場合（移築の場合を除く。）
- 二 登録有形文化財が建造物以外のものであるときは、当該登録有形文化財がき損している場合において、その価値に著しい影響を及ぼすことなく当該登録有形文化財をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合
- 三 登録有形文化財がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合  
（輸出の届出）

第十八条 法第六十五条第一項の規定による輸出の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 四 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 輸出を必要とする理由
- 六 輸出の時期又は期間
- 七 輸出における輸送方法
- 八 その他参考となるべき事項  
（輸出の届出書の添付書類等）

第十九条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- 一 登録有形文化財の写真
- 二 輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 三 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 四 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書
- 五 その他参考となるべき資料  
（国の機関による現状変更等）

第二十条 各省各庁の長その他の国の機関が、登録有形文化財の現状変更又は輸出について、法第七十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項の規定により通知する場合には、第十四条から第十六条まで並びに第十八条及び第十九条の規定を準用する。

2 法第七十九条第四項において準用する法第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲については、第十七条の規定を準用する。

（技術的指導を求める場合の書面の記載事項）

第二十一条 法第六十六条の規定により登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録有形文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 七 技術的指導を必要とする理由
- 八 その他参考となるべき事項

附 則

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第六十六号）の施行の日（平成八年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年一〇月三十一日文部省令第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一七年三月二八日文部科学省令第七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の別記様式による登録証は、この省令による改正後の別記様式による登録証とみなす。

附 則 （平成三一年三月二九日文部科学省令第七号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別記様式

（第3条関係）（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）

[略]

[略]

## 登録無形文化財に係る文化財登録原簿及び届出に関する規則

○文部科学省令第三十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十六条の七第二項において準用する第五十七条第三項及び第七十六条の九の規定に基づき、登録無形文化財に係る文化財登録原簿及び届出に関する規則を定める。

令和三年六月十一日

文部科学大臣萩生田光一

### 登録無形文化財に係る文化財登録原簿及び届出に関する規則

（文化財登録原簿の記載事項）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第七十六条の七第一項の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録無形文化財の名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録無形文化財の内容を示す事項
- 四 保持者の氏名、芸名、雅号等（以下「氏名等」という。）及び住所又は保持団体の名称及び事務所の所在地
- 五 その他参考となるべき事項

（登録無形文化財の保持者に関し届出を要する場合）

第二条 法第七十六条の九の規定により届け出なければならない場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保持者が氏名等を変更したとき。
- 二 保持者が住所を変更したとき。
- 三 保持者について、その保持する登録無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。
- 四 保持者が死亡したとき。

（登録無形文化財の保持者の氏名変更等の届出書の記載事項）

第三条 前条第一号又は第二号の場合の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録無形文化財の名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 認定年月日
- 四 変更前の氏名等又は住所
- 五 変更後の氏名等又は住所
- 六 変更の年月日
- 七 その他参考となるべき事項

2前条第三号の場合の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録無形文化財の名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 認定年月日
- 四 心身の故障が生じた年月日
- 五 心身故障の状況
- 六 その他参考となるべき事項

3 前条第四号の場合の届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録無形文化財の名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 認定年月日
- 四 死亡の年月日
- 五 その他参考となるべき事項

(登録無形文化財の保持団体の名称変更等の届出書の記載事項)

第四条法第七十六条の九の規定による保持団体が名称又は事務所の所在地を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録無形文化財の名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 認定年月日
- 四 変更前の名称又は事務所の所在地
- 五 変更後の名称又は事務所の所在地
- 六 変更の年月日
- 七 その他参考となるべき事項

2 法第七十六条の九の規定による保持団体が代表者を変更し、又は構成員に異動を生じたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録無形文化財の名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 認定年月日
- 四 保持団体の名称及び事務所の所在地
- 五 旧代表者又は旧構成員の氏名及び住所
- 六 新代表者又は新構成員の氏名及び住所
- 七 新代表者又は新構成員の生年月日及び経歴
- 八 変更又は異動の年月日
- 九 変更又は異動の理由
- 十 その他参考となるべき事項

3 法第七十六条の九の規定による保持団体が解散（消滅を含む。以下同じ。）したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録無形文化財の名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 認定年月日
- 四 保持団体の名称及び事務所の所在地
- 五 解散の年月日
- 六 解散の理由
- 七 その他参考となるべき事項

附則

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十二号）附則第一項本文に掲げる規定の施行の日（令和三年六月十四日）から施行する。

## 登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則を次のように定める。

### 目次

第一章 文化財登録原簿及び登録証（第一条—第四条）

第二章 管理に関する届出書（第五条—第十三条）

第三章 現状変更及び輸出に関する届出書等（第十四条—第二十条）

### 附則

第一章 文化財登録原簿及び登録証

（文化財登録原簿の記載事項）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十条第一項の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 登録有形民俗文化財の内容を示す事項
- 六 その他参考となるべき事項

（登録証の記載事項）

第二条 法第九十条第三項において準用する法第五十八条第三項の登録証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の所在の場所
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 登録有形民俗文化財の内容を示す事項

（登録証の形式）

第三条 登録証の形式は、別記様式のとおりとする。

（登録証の再交付）

第四条 登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、その再交付を申請することができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足りる書類又は破損した登録証を添えるものとする。

第二章 管理に関する届出書

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第五条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 選任の年月日
- 七 選任の事由
- 八 その他参考となるべき事項  
（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第六条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項  
（所有者変更の届出書の記載事項等）

第七条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所

- 六 変更の年月日
- 七 変更の事由
- 八 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第八条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第九条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 変更前の氏名又は名称及び住所
- 五 変更後の氏名又は名称及び住所
- 六 変更の年月日
- 七 その他参考となるべき事項

(滅失、毀損等の届出書の記載事項)

第十条 法第九十条第三項において準用する法第六十一条の規定による登録有形民俗文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数

- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- 八 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び概要
- 九 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項  
（所在の場所変更の届出書の記載事項等）

第十一条 法第九十条第三項において準用する法第六十二条の規定による登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 六 現在の所在の場所（登録証記載の所在の場所と異なる場合は、登録証記載の場所を併記するものとする。）
- 七 変更後の所在の場所
- 八 変更しようとする年月日
- 九 変更しようとする事由
- 十 現在の所在の場所に復すること又は現在の所在の場所が登録証記載の所在の場所と異なる場合において当該登録証記載の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期
- 十一 その他参考となるべき事項

2 前項第十号の時期を変更したときは、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

（所在の場所変更の届出を要しない場合等）

第十二条 法第九十条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により登録有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第九十条第三項において準用する法第六十四条第一項の規定による届出をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 二 法第九十条第三項において準用する法第六十五条第一項の規定による届出をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第九十条第三項において準用する法第六十二条の規定による届出をして所在の場所を変更した後、当該届出の書面に記載した前条第一項第十号の時期（同条第二項の規定により変更の届出をしたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更をした後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

2 法第九十条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により登録有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出の際登録証の添付を要しない場合は、所在の場所を変更した後一年以内に現在の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復することが明らかな場合とする。

3 法第九十条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により登録有形民俗文化財の所在の場所の変更について所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

4 前項の届出は、前条第一項第一号から第七号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更した後二十日以内に行わなければならない。

（国の所有に属する登録有形民俗文化財の管理に関する通知書の記載事項等）

第十三条 国の所有に属する登録有形民俗文化財の管理に関する通知の書面については、法第七十九条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第七条の規定を、法第七十九条第一項第三号の場合に係るときは第十条の規定を、法第七十九条第一項第四号の場合に係るときは第十一条の規定を準用する。

2 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書（法第九十条第三項において準用する場合に限る。以下この条及び第十九条第二項において同じ。）の規定により通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第七十九条第一項第五号の規定による通知をして行う現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

二 法第七十九条第一項第六号の規定による通知をして行う輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。

三 法第七十九条第一項第四号の規定による通知をして所在の場所を変更した後、当該通知の書面に記載した前項において準用する第十一条第一項第十号の時期（前項において準用する同条第二項の規定により通知をしたときは、その時期）において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき及び前二号に掲げる所在の場所の変更を

した後、変更前の所在の場所又は登録証記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。

四 公衆の観覧に供するために所在の場所を変更しようとするとき。

五 前各号に掲げる場合以外の場合であつて、所在の場所の変更の期間が六十日を超えないとき。

3 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により通知の際登録証の添付を要しない場合は、前条第二項の場合とする。

4 法第七十九条第三項において準用する法第六十二条ただし書の規定により所在の場所を変更した後通知することをもって足りる場合は、前条第三項の場合とする。この場合には、同条第四項の規定を準用する。

### 第三章 現状変更及び輸出に関する届出書等

(現状変更の届出)

第十四条 法第九十条第三項において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 登録有形民俗文化財の名称及び員数

二 登録年月日及び登録番号

三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

八 現状変更を必要とする理由

九 現状変更の内容及び実施の方法

十 現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更の終了後復すべき所在の場所及びその時期

十一 現状変更の着手及び終了の予定時期

十二 その他参考となるべき事項

(現状変更の届出書の添付書類等)

第十五条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

一 現状変更の設計仕様書、設計図又は計画書

二 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図

三 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

四 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

五 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第十六条 第十四条の届出の書面又は前条の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（現状変更の届出を要しない場合）

第十七条 法第九十条第三項において読み替えて準用する法第六十四条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、現状変更に関し次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 登録有形民俗文化財の価値に影響を及ぼすことなく、当該登録有形民俗文化財の現状変更を行うとき。
- 二 登録有形民俗文化財が毀損している場合又は毀損することが明らかに予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執るとき。
- 三 非常災害のために必要な応急措置を執るとき。
- 四 他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執るとき。

（輸出の届出）

第十八条 法第九十条第三項において準用する法第六十五条第一項の規定による輸出の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 四 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 輸出を必要とする理由
- 六 輸出の時期又は期間
- 七 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- 一 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 二 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書
- 三 その他参考となるべき資料

（国の機関による現状変更等）

第十九条 各省各庁の長その他の国の機関が、登録有形民俗文化財の現状変更又は輸出について、法第七十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項の規定により通知する場合には第十四条から第十六条まで及び前条の規定を準用する。

2 法第七十九条第三項において準用する法第六十四条第一項ただし書の規定による通知を要しない場合については、第十七条の規定を準用する。

（技術的指導を求める場合の書面の記載事項）

第二十条 法第九十条第三項において準用する法第六十六条の規定により登録有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録有形民俗文化財の名称及び員数
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録有形民俗文化財の登録証記載の所在の場所（現在の所在の場所と異なる場合は、現在の所在の場所を併記するものとする。）
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 技術的指導を必要とする理由
- 八 その他参考となるべき事項

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成三十一年三月二九日文部科学省令第七号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別記様式（第3条関係）

## 登録無形民俗文化財に係る文化財登録原簿に関する規則

○文部科学省令第二十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十条の五第二項において準用する第五十七条第三項の規定に基づき、登録無形民俗文化財に係る文化財登録原簿に関する規則を定める。

令和三年六月十一日

文部科学大臣萩生田光一

### 登録無形民俗文化財に係る文化財登録原簿に関する規則

文化財保護法（以下「法」という。）第九十条の五第一項の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録無形民俗文化財の名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録無形民俗文化財の内容を示す事項
- 四 登録無形民俗文化財に係る法第九十条の七第一項に規定する保存地方公共団体等がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 その他参考となるべき事項

### 附則

この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律（令和三年法律第二十二号）附則第一項本文に掲げる規定の施行の日（令和三年六月十四日）から施行する。

## 登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則を次のように定める。

### 目次

- 第一章 文化財登録原簿（第一条）
- 第二章 標識等の設置の基準（第二条―第七条）
- 第三章 管理に関する届出書（第八条―第十五条）
- 第四章 現状変更に関する届出書等（第十六条―第二十一条）

### 附則

#### 第一章 文化財登録原簿

（文化財登録原簿の記載事項）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第百三十二条第一項の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 登録記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所
- 七 登録記念物の内容を示す事項
- 八 その他参考となるべき事項

#### 第二章 標識等の設置の基準

（標識）

第二条 法第百三十三条において準用する法第百十五条第一項（法第百二十条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 文部科学省の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
- 三 登録年月日

（説明板）

第三条 法第百三十三条において準用する法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 登録記念物の名称

- 二 登録年月日
- 三 登録の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、登録に係る地域を示す図面を掲げるものとする。ただし、地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第四条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が登録に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第五条 法第百三十三条において準用する法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標には、登録に係る地域の境界を示す方向指示線並びに登録記念物境界の文字及び文部科学省の文字を記載するものとする。

2 前項の境界標は、登録に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第六条 第二条から前条までに定めるもののほか、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該登録記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第七条 法第百三十三条において準用する法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

### 第三章 管理に関する届出書

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第八条 法第百三十三条において準用する法第百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 登録年月日
- 三 登録記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 選任の年月日

七 選任の事由

八 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第九条 法第百三十三条において準用する法第百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第十条 法第百三十三条において準用する法第百二十条において準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 所有者の変更が登録に係る地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第十一条 法第百三十三条において準用する法第百二十条において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第十二条 法第百三十三条において準用する法第百二十条において準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 登録年月日
- 三 登録記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名又は名称及び住所
- 六 変更後の氏名又は名称及び住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第十三条 法第百三十三条において準用する法第百十八条及び第百二十条において準用する法第三十三条の規定による登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 登録年月日
- 三 登録記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該登録記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第十四条 法第三百三十三条において準用する法第一百五條第二項（法第二百十條において準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあった後三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する登録記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第十五条 国の所有に属する登録記念物の管理に関する通知の書面については、法第七十九条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第十条の規定を、法第七十九条第一項第三号の場合に係るときは第十三条の規定を、法第七十九条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

#### 第四章 現状変更に関する届出書等

（現状変更の届出）

第十六条 法第三百三十三条において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 登録記念物の名称

二 登録年月日

三 登録記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

七 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

八 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

九 現状変更を必要とする理由

十 現状変更の内容及び実施の方法

十一 現状変更により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更が登録記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更に係る地域の地番

十四 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

十五 その他参考となるべき事項

（現状変更の届出書の添付書類等）

第十七条 前条の届出の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 現状変更の設計仕様書及び設計図
  - 二 現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地<sup>ぼう</sup>貌を表示した実測図
  - 三 現状変更に係る地域のキャビネ型写真
  - 四 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
  - 五 届出者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の意見書
  - 六 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
  - 七 管理団体がある場合において、届出者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更をしようとする箇所を表示しなければならない。

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第十八条 第十六条の届出の書面又は前条の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第十九条 現状変更のうち次の各号に掲げる場合は、法第三百三十三条において準用する法第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲に該当するものとする。

- 一 登録記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該登録記念物をその登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）に復する場合
- 二 登録記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合において、当該き損又は衰亡の拡大又は発生を防止するため応急の措置を執る場合
- 三 登録記念物の一部がき損し、若しくは衰亡している場合又はき損し、若しくは衰亡することが明らかに予見される場合であり、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する場合

(国の機関による現状変更)

第二十条 各省各庁の長その他の国の機関が、登録記念物の現状変更について、法第七十九条第一項第五号又は第二項の規定により通知する場合には、第十六条から第十八条までの規定を準用する。

- 2 法第七十九条第四項において準用する法第六十四条第一項ただし書の維持の措置の範囲については、前条の規定を準用する。

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十一条 法第三百三十三条において準用する法第一百八条及び法第二百十条において準用する法第四十七条第四項の規定により登録記念物の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 登録記念物の名称
- 二 登録年月日
- 三 登録記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 技術的指導を必要とする理由
- 八 その他必要となるべき事項

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。